

私に自信体には、但行かうんたうけんか。いまも預は
ほいと。次のように私は思ひをおぼえたわけでございます。
かういふ意味におきまして、甚だしい事というものは、
例にとつてはいさなう、甚だしくすから、これを取り引きにし
「さうして今度其地のあから脱皮するいく。やはり断
ぞうみぬこす。いはばけいせいせつかく市とほうく発展の計画
とします。それでは水邊にすすめば、ほかうかと考へま
すので、この二点についてもう一度答をとお願いたします。
それからわが党の下野書記長を通過し、その国合陳情の問題
について、日ニハ党派を超えて協力するの必要ありませ
ぬことであり、私たちが党を統一するこの二点につきは、
明瞭ではなくして超党派でかつこの二点にあたりつく
こととこの二点を約束し、今度の所の行政というものの
をもう一度明確にする答を願います。

議長（石川信義君）

議長（石川常太郎君）

議長の豊かな清貴生活がでるよりな

尚書街の育成という事でございすので、下野議員
さんのおっしゃる通りに尚書街が発展すれば宜くなりま
す。是非山口町がそろいすので、お前のとおりで
ございす。
い、口事業資金の措置の期間につきまゝは先きほど
お申しあげましたように、私どもの方で研究いたしまゝ、
まだ担当委員会に二相談申しあげることになりたい
と思ひます。
葛城の豊につきまゝ、所収施設との関係でございす
が、十分誠意をつくして申しあげてあるわけでございす。
ただ私といたしますと、おの意地というおの、おの、
取り引きというおの意地がございすので、その点は認め
ていただきますと思ひ、やりでございす。
し、過ぐるおの損を、おのりせんの、損を、おのり
意地を、おのりせんの、損を、おのり
石川信義君）九番下野行天君

方法、秘密の公議録未登載、署名保な等であり
ます。

オニ初分改正として法に定められたものを除いて
意見書のための議案提出の所定人負と本人を合め、三人
とし、また勅諭成立、要議発言等はすべて三人を最
要人負として定め、また、議案の回、三日以内、懲罰の用、
議案を三日以内としたこと、また、討論をするときは事前に
通告する制度を採用し、無記名投票の際は投票用紙
を用いたこと等がある。

オニに従来オ六章の発言のうちにあった質問関係の関
連条文とオ九章に改正せしめたこと。

オニが本改正の主体であり、二通りの主たる改正にあわ
せる若干の字句の訂正も行はされた。

オニが改正の要点で二つあるが、この改正により、
市議会のほうから、オニが分た、選挙も、オニのほうと、
なる。

オニ

オニのほうであり、オニのほうと、
なる。

オニのほうであり、オニのほうと、
なる。

理由の説明として、オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

議案(石川信義君) オニのほうと、
なる。

を承ります。 税務課長 田村忠雄君

○税務課長(田村忠雄君) 二指知をいたさうしたので、議案が四十一号補正の税賦課徴収条例の一部を改正する条例につき、

まず二説明を申し上げます。 本年四月十七日に地方税法の

一部が改正されました。同日、市町村が行うべきたため、本条

例を改正する必要があります。たの二提案用い、あつた。不

でございします。

改正の主な点は、第一、金利率が日歩から年

利率に改められた関係で、延滞金の計算に用いる日歩

を年百分と改正しようとするものでございします。ほ、お、

うの計算にあつては、年当りの割合に、つぎ、あつて、

年でも三百六十日とすることに、あつて、あつて、

の地方税法の改正で、個人の市町村の非課税の限度額が、

二、う、あつて、現行では、贈與者、不成就者等につぎ、

は、本年の所得が三十万円以下は非課税になつて、あつて、

一、たが、二、あつて、あつて、三、二、あつて、

ものでございします。また、扶養控除の関係で、二、

二、の扶養義務者が、生計を一にする場合、控除は、

配偶者を、月給は、あつて、あつて、あつて、

養育除の時、例は、送來は、あつて、あつて、あつて、

子、す、母子家庭等の扶養控除の主旨が、同一生計は、

の、税者の、実情に、あつて、あつて、あつて、あつて、

さ、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、

不、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、

の、所得、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、

二、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、

二、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、

割、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、

う、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、

に、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、あつて、

給子所得者で給子所得以外の所得等がある場合、そのほか
 る所得割の特別徴収に課税する場合は、六月三十日までに
 で申し出るすべし。普通徴収に課税する場合は、六月三十日に
 は、つてあるものとして、申し出が、その手数料をほぶくために
 め、税の申告書と提出する際に、申告書にその旨の
 記載とするべし。普通徴収にするものとがでるようになり、め
 ぶうとするべし。で、いす。

下の電気ガス等の関係では、
 バットのうめさし、毛織り紡績の製造業者になつても適用
 されることになつたわけでございます。
 この附則では、運転手当等になする分離課税の規定の部分
 が改正になりました。一月一日以後に扣かれる分離課税にな
 る特別徴収および普通徴収の適用については、改正後の
 計算によつて算定された額によるものとする旨の説明替え
 規定が一項追加されております。
 転手当にかかるとなる所定税の特例徴収税額表が従来二百

万石子で相分化さめりまにが
 百石子での額が又分さめりまに改められに
 い子下。は別で正規案の施行期日おちびお下
 震気がス秋に決する適用にソク規程しようにする
 かのでござい子下。

明でいかに改正のたまは点でございませうか、
 賜りませう。あつかりにくくと存じますが、海軍省議のうへに決
 下さいます。お願いいたします。説明を終わらせていただきます。
 石川信義君　以上で提案理由の説明は終了しました。

名リ言集(田里)以エド實疑と終リ子下。
 おほかりにします。漢果ヤ四十一号は原果とあり決
 するに二果漢二つに子せんか

議長（石川信義君）「議案は」と呼ぶ者あり
「議案は」と認めます。 予て議案が
四十一号は原案とあり決まりました。

議長（石川信義君）次に日程第六議案が四十二号福生は国民
健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたし
ます。

討論を省略し 本席につて提果理由の説明
を求めます。 佐々木課長 佐々木 武君

佐々木課長（佐々木 武君）議案が四十二号福生は国民健康
保険条例の一部を改正する条例を二指名に示します。二款

明用し示します。 提果理由の説明は地方税法を改正する法律案の改正にも
なり改正する必要があるためにつ提果用し示したため

二款あります。

福生町議 会

議案

改正旧案といふことと三つでございまして、

一、昭和四十四年度の税制改正にありて、地方等の譲渡に
かかる譲渡所得課税の租税が定められたことにもあ

る。保険料の算定基礎のうち、所得割について、所要の改
正が生じたために、提出した不やでございまして、その代

所得者に与える保険料は所得額が一定額以下の場合に
減額することとがございまして、この場合、

税制改正によつて、控除額が変つたために改正しようとし
て、その代り、

から手廻りになつたこととがございまして、

条文に「つて、用し、あらす」と、二条中「当該年度の
分」として、あらすは、あらす、と、当該年度の分、

に於ける、これは、資性額の条項でございまして、当該
年度の分の条文と整理したものでございまして、

二項に一項を加えまして、不条の租税に示して、
とは、本年度の年度途中の被保険者に対する保険料の額は

